

奥州市告示第 92 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 24 日

奥州市長 倉成 淳

1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

奥州市江刺岩谷堂字袖山の一部（別紙図面のとおり。）

3 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市江刺総合支所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。